

【税務会計課関係】

- ・固定資産税の第1期について、令和3年3月31日まで納税の猶予の申請を受け付けます。猶予期間中の延滞金は免除します。

【建設課関係】

- ・水道・下水道料金について、個別の申し出により滞納がないことを条件として、分納誓約を締結し、最大1年間の猶予を設けます。
(口座振替申込済の事業者は、口座振替日の14日前までにご相談ください。)

1 村税の猶予制度の適用について

今回のコロナウイルス感染症の影響により「事業について著しい損失を受けた」ときは、税務課に申請を行うことにより、固定資産税（令和2年度第1期分）について徴収の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が免除されます。

提出書類

- ①「徴収の猶予申請書」の提出
- ②「財産収支状況書」及び「収支の明細書」等の添付などが必要です。
※ 税額が100万円以上の場合は担保関係書類が必要です。

申請の期間

- 申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間前に申請してください。
※ 第1期納期限（6月1日）後に申請した場合、申請前に賦課された延滞金は免除されません。
(口座振替申込済の事業者は、4月30日までに申請してください。)

猶予期間

- 猶予を受けることができる期間は、令和3年3月31日までの範囲で、申請者の財産の状況に応じて、合理的に村税を完納できると認められる期間に限ります。
なお、猶予を受けた村税は、原則として猶予期間中に分割して納付する必要があります。

問合せ先：税務会計課 (0279-26-7947)

【地域振興課関係】

セーフティネット関連融資に対する保証料補助について

- ・群馬県では、今回の新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様にご利用いただける制度融資として、「経営サポート資金」を用意しています。
 - ・補償料補助の実施 利用者負担を軽減するため、保証料について、全額県が負担。
 - ・金利の引き下げ 各感染症対策資金の利率を1.1%まで引き下げ

詳しくは、群馬県庁のホームページをご覧ください。 [【リンク先】](#)

https://www.pref.gunma.jp/houdou/g10g_00119.html

今後、新たな国の制度融資が創設される予定です。その内容によっては、利子補給の利率等も変わる可能性があります。

詳しくは、地域振興課までお問い合わせ下さい。

問合せ先：地域振興課(0279-26-7943)